

議案第34号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(設置)

第2条 略

2～4 略

5 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第81条の2第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
7 鳥取県地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる

(設置)

第2条 略

2～4 略

5 国民健康保険法第81条の2第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
7 鳥取県地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費	

全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。

の財源に充当
(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て

全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。

の財源に充当
(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て

略

26 鳥取県被災者住宅再建等支援基金

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）第3条第1項に規定する被災者住宅再建等支援事業費補助金の交付に要する経費に充てる

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
(2) 鳥取県被災者住宅再建等支援条例第8条

略

26 鳥取県被災者住宅再建等支援基金

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）第3条第1項に規定する被災者住宅再建等支援事業費補助金の交付に要する経費に充てる

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
(2) 鳥取県被災者住宅再建等支援条例第8条

	こと。			第5項の規定による返還の財源に充てるとき。				こと。			第5項の規定による返還の財源に充てるとき。
27 鳥取県 森林整備 促進基金	市町村が 実施する森 林の整備へ の支援並び に森林の整 備を担うべ き人材の育 成及び確保 その他の森 林の整備の 促進に關す る施策に要 する費用に 充てること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てると き。							

て

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。